

建築主のみなさまへ

建築物の工事には、工事監理者が必要です。

- 建築物の規模等に応じて、工事監理者を定める必要があります。
- 工事監理は、工事が設計図書のとおり実施されているかどうかを確認するために必要です。

工事中は、工事現場に確認済の表示が必要です。

- 確認済証の交付を受けた建築物及び工作物の工事に着手するときは、工事現場の見やすい位置に、建築基準法による確認済であることを示す表示板（下図）を掲示する必要があります。

○

（木板、プラスチック板その他これらに類するものとする）

35cm以上	
建築基準法による確認済	
確認年月日番号	○年○月○日 第○○○○○号
確認済証交付者	
建築主又は 建築主氏名	
設計者氏名	
工事監理者氏名	
工事施工者氏名	
工事現場管理者氏名	
建築確認に係る その他の事項	

25cm以上

建物が完成したら、完了検査を受けましょう。

- 完了検査は法律で義務付けられています。なお、完了検査には手数料が必要となります。
- 完了検査は岡山市又は指定確認検査機関に申請して下さい。
- 建築物等に関する完了検査の申請を怠った場合、建築基準法に違反します。
- 完了検査済証の交付を受けていない場合、将来の増改築時の手続き等において支障となることがあります。

■ 建築基準法(抜粋)

(建築物の設計及び工事監理)

第5条の6 (中略) 建築物の工事は、それぞれ当該各条に規定する建築士の設計によらなければ、することができない。

4 建築主は、第1項に規定する工事をする場合においては、(中略)建築士である工事監理者を定めなければならない。

5 前項の規定に違反した工事は、することができない。

(工事現場における確認の表示等)

第89条 第6条第1項の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替えの工事の施工者は、当該工事現場の見易い場所に、国土交通省令で定める様式によって、建築主、設計者、工事施工者及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る同項の確認があった旨の表示をしなければならない。

(建築物に関する完了検査)

第7条 建築主は、第6条第1項の規定による工事を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。